

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2025年

3
月号

職場内で回覧を
お願いいたします

皆さまの健康づくりで健康保険料率が引き下げになります！

インセンティブ制度とは？

インセンティブ制度とは、5つの健康づくりの取り組みについて47都道府県支部をランク付けし、上位15位以内の支部にインセンティブ(報奨金)が付与され保険料率算定時に減額される仕組みです。

今回第1位を獲得したことで、令和7年度の健康保険料率に反映します。

インセンティブ制度
令和5年度実績

ついに！

総合 **第1位**

インセンティブ
により0.148%
引き下げ！

インセンティブ反映後
9.75%

今回の結果は、山形支部に加入する皆さまの取り組みが反映された結果です。ご協力いただき、誠にありがとうございます。



しかし

総合1位を獲得したものの、健診を受けた後の取り組みが課題となっています。

- ・「要治療」「要精密検査」と判定を受けたら、必ず医療機関を受診しましょう。
- ・特定保健指導の対象とならないためには、日々の生活習慣が大切です。

1

特定健診等の
実施率
1位

2

特定保健指導の
実施率
6位

3

特定保健指導
対象者の減少率
25位

4

要治療者の
医療機関受診率
15位

5

後発医薬品の
使用割合
1位

特に、山形支部では「運動習慣の改善が必要な方の割合」が高い傾向にあります。

運動習慣要改善者の割合(令和5年度)

ワースト **2位**

山形支部ホームページにて、運動習慣改善に活用いただける動画も公開中！
まずはここから始めてみませんか？



動画はこちらから



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)

申請書はすべて郵送にてお手続きできます！

協会けんぽの申請書類はすべて郵送にてお手続きできます。年度末・年度初は、窓口の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

令和7年度 健診のご案内をお送りします

協会けんぽでは、年度内にお一人さま1回に限り、健診費用の補助を行っています。健診を受けてご自身の身体の状態を知ることが、病気の早期発見、生活習慣の改善のきっかけとなります。
充実した協会けんぽの健診をぜひご利用ください。

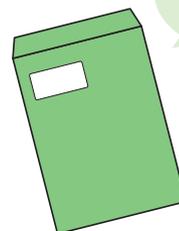
■ 生活習慣病予防健診

被保険者(ご本人)さま向け

対象者 35～74歳の被保険者(ご本人)さま

送付物 生活習慣病予防健診対象者一覧
(事業所さま宛てに送付します)

送付時期 3月下旬頃



緑色の封筒が目印！

事業主さま・事業所ご担当者さまへのお願い

・特定保健指導のご案内があった際には、対象の方へのお声かけ、日程の調整、面談スペースの確保等にご協力をお願いいたします。なお、健診機関によっては、健診当日に受けることも可能です。あらかじめ健診機関にご相談ください。

「従業員に声をかけづらい…」というご担当者さまに！

要治療・要精密検査に該当された従業員さまには、速やかに医療機関を受診するよう、お声かけください。必要項目を入力・記入し、対象の方へお渡しするだけの便利なご案内ツールがホームページよりダウンロードが可能です。



令和7年度よりスタート！

※健診時の年齢でご案内いたします。

健診を受診した35歳以降、5歳刻みの皆さまを対象に、メタボ該当の有無にかかわらず健康相談を実施します。事業所さまへご案内いたしますので、健康づくりにご活用ください。

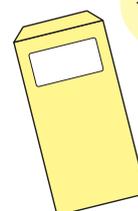
■ 特定健診

被扶養者(ご家族)さま向け

対象者 40～74歳の被扶養者(ご家族)さま

送付物 特定健康診査受診券
(被保険者さまのご自宅に送付します)

送付時期 4月上旬頃



黄色の封筒が目印！

【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7225 (音声案内2番)

山形支部LINE公式アカウントにて健康情報配信中！(月2回程度)

お友だち登録はこちらから ▶

